

「先導的産業技術創出事業」(若手研究 Grant)基本計画

技術開発推進部

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

我が国の産業技術の主要な担い手である産業界においては、研究開発投資を事業化のため応用・開発研究に集中していく傾向にあり、自らでは実施が困難な長期的かつリスクの高い研究を、大学や独立行政法人等に対して大いに期待しているところである。

しかしながら、このような産業界のニーズに適合した研究が必ずしも大学や独立行政法人等において実施されていないとの指摘もなされており、大学・独立行政法人等において、産業競争力の強化に資する研究が促進される仕組みが必要とされている。

このため、産業技術力強化の観点から、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチーム）が取り組む産業応用を意図した研究開発を助成することにより、産業界及び社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘・育成や産業技術研究人材の育成を図ること、また、産学官連携の集中拠点において、連携する研究拠点と協働して行う、試作・実証、性能評価などの研究開発を助成することにより、実用化を効果的かつ効率的に推進することを目的として、本制度を実施する。

これにより、産業技術力強化と新規産業創造に資することのみならず、産業、民生業務、民生家庭、運輸の各部門における最終エネルギー消費量の低減、新エネルギーの導入、我が国の一次エネルギー供給に占める石油依存度及び運輸部門における石油依存度の引き下げに資することを目的とする。

(2) 制度の目標

広範な視点から社会・産業界のニーズに対応するため、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチーム）やその国際共同研究チームなどが有する有望な技術シーズを育成する。

その際、我が国の産業競争力の強化やエネルギー・環境問題解決等の政策目的に即したテーマの選定を適切に行うため、以下に留意するとともに、我が国の競争的な研究開発環境の醸成等研究開発システムの改革にも資するように努めるものとする。

- ・ テーマの選定に当たっては、基礎的なものから、広範な産業への波及効果が期待できるものまで、将来の産業技術シーズとして広くポテンシャルを有するテーマを採択する。
- ・ 所属機関や経歴・業績などにとらわれず、若手研究者や地方の大学・研究機関の優れた提案も積極的に発掘する。その際、配分先の不必要な重複や過度の集中排除に努めるものとする。

(3) 制度の内容

①制度の概要

我が国の産業技術力強化に資するため、大学・国立研究所・独立行政法人・公設試験研究機関等（以下、「大学・研究機関等」という。）において取り組むことが産業界から期待される技術領域・技術課題を提示した上で、大学・研究機関等の若手研究者（個人又はチーム）が実施する優れた研究開発テーマに対して助成金を交付する。

なお、本制度は、競争的研究資金の一つである。

(a) 拠点連携研究

若手研究者（個人又はチーム）がこれまで取り組んできた研究成果が実用化・事業化に移される可能性を持つ研究について、実用化を効果的かつ効率的に推進するために、連携する研究拠点と協働し、試作・実証、性能評価等を行うことに対し助成する。

(b) 課題解決研究

若手研究者（個人又はチーム）がこれまで取り組んできた基礎研究の成果を踏まえ、さらに研究を発展させることにより、研究成果が具体的な産業技術ニーズの解決に資する実用化・事業化に移される可能性を持つ目的指向型基礎研究、又は応用研究に対し助成する。

②対象事業者

(a) 拠点連携研究

i) 研究代表者

日本国内に在所し、自ら研究開発を実施する大学・研究機関等に勤務する、原則若手研究者とする。

ii) 研究分担者

自ら研究開発を実施する大学・研究機関等に勤務する研究者とする。ただし、大学・研究機関等の所在地が日本国内の場合は原則若手研究者とし、海外の場合は若手研究者を含むこととする。

(b) 課題解決研究

i) 研究代表者

日本国内に在所し、自ら研究開発を実施する大学・研究機関等に勤務する、原則若手研究者とする。

ii) 研究分担者

自ら研究開発を実施する大学・研究機関等に勤務する研究者とする。ただし、大学・研究機関等の所在地が日本国内の場合は原則若手研究者とし、海外の場合は若手研究者を含むこととする。

③研究開発テーマの実施期間

(a) 拠点連携研究

1年を限度とする。

(b) 課題解決研究

4年を限度とする。ただし、必要に応じて延長する場合がある。

④研究開発テーマの規模・助成率

(a) 拠点連携研究

i) 助成額

直接経費 予算の措置状況等を勘案し、公募要領等で定める。

間接経費 直接経費の30%相当額とする。

ii) 助成率

定額助成

(b) 課題解決研究

i) 助成額

直接経費 予算の措置状況等を勘案し、区分、研究期間別に公募要領等で定める。

間接経費 直接経費の30%相当額とする。

ii) 助成率

定額助成

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

大学・研究機関等において取り組むことが産業界から期待される技術領域・技術課題を独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）が提示した上で、大学・研究機関等の原則若手研究者（個人又はチーム）から研究開発テーマを公募し、優れた研究開発テーマに対して助成金を交付する。（別紙①参照）

(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、外部有識者等の意見を運営管理に反映させる。

具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①研究開発テーマの公募・採択

(a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、NEDOのホームページ上に、公募開始の1か月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く。）には公募に係る事前の周知を行う。また、随時の応募相談受付と、公募期間中に申請に当たっての手続き、提案書の書き方などについての公募説明会及び個別相談会を全国各地で開催する。

(b) 客観的な審査基準に基づき、研究開発提案書の要件審査、外部専門家による事前書面評価（ピアレビュー）等による一次審査及び審査委員会での二次審査を経て、プログラムディレクターが研究開発テーマの採択候補の案を策定し、契約・助成審査委員会において採択テーマを決定

する。なお、拠点連携研究について、提案件数が少ない場合は外部専門家による事前書面評価（ピアレビュー）等による一次審査を省略し、審査委員会での審査のみとする。

- (c) 公募締切日から採択決定を原則 90 日以内とし、事務の合理化・迅速化を図る。
- (d) 採択結果の公開と不採択者に対する明確な理由の通知を行う。
- (e) 予算等を勘案しつつ、年間複数回の公募・採択を実施する。

②研究開発テーマの評価

NEDO は、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な技術評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ、必要に応じて研究開発テーマの加速・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

特に、研究開発期間が 4 年の場合は、中間評価ゲート方式を導入し、中間時点での評価結果が一定水準に満たないテーマについては、ステージ I をもって終了とする。

3. 制度の実施期間

本制度は、平成 12 年度から実施。

4. 制度評価に関する事項

NEDO は、政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、原則、内部評価により実施する。（事後評価を含む。）

ただし、制度立上げの初年度、翌年度に公募を実施しない年度においては制度評価を実施しないこととする。なお、平成 21 年度から起算して原則、5 年毎に、制度評価を外部評価により実施する。制度評価結果を踏まえ必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等見直しを迅速に行う。

なお、評価の時期については、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、適宜見直すものとする。

また、評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

5. その他の重要事項

(1) 基本計画の変更

NEDO は、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度の内容、実施方式等、制度の基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(2) 根拠法

本制度は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 15 条第 1 項第 3 号に基づき実施する。

(3) その他

「産業技術研究助成事業（若手研究グラント）」において平成 21 年度までに採択した事業は、本事業において、引き続き助成を行う。

6. 基本計画の改定履歴

- (1) 平成 18 年 3 月、プロジェクト基本計画等の体系の整理に伴い制定。
- (2) 平成 18 年 5 月、対象事業者の追加のために改訂。
- (3) 平成 19 年 3 月、対象事業者の追加、助成額の上限の柔軟な運用の確保及び「国際共同研究助成事業（NEDO グラント）」の統合・大括り化のために改訂。
- (4) 平成 21 年 3 月、「国際共同研究助成事業（NEDO グラント）」の終了に伴う改訂。
- (5) 平成 22 年 3 月、制度評価方法の変更等。
- (6) 平成 23 年 3 月、「産業技術研究助成事業（若手研究グラント）」より制度名称の変更等。
- (7) 平成 25 年 2 月、制度評価に関する事項の変更。

(別紙①)

先導的産業技術創出事業の実施体制

